

北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン

〔平成 16 年 3 月 5 日〕
北 海 道

1 背 景

- (1) 近年、道内では、一般の農家での遺伝子組換え大豆の栽培や国の試験研究機関における開放系での遺伝子組換えイネの栽培試験が相次いだことなどにより、遺伝子組換え作物に不安を持つ消費者団体や生産者を中心に栽培中止などを求める声が高まっており、昨年 12 月には第 4 回北海道議会定例会において、遺伝子組換え作物の非承認などを求める意見書が採択されたところである。
- (2) 一方、農林水産省は、本年 2 月の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）の施行を踏まえ、所管する独立行政法人の栽培実験を対象に周辺の一般作物との交雑などを防止するための指針（第 1 種使用規程承認組換え作物栽培実験指針）を策定したところである。
- (3) こうした状況の中で、道は、当面、道立農業試験場における実用品種の育成を目的とした遺伝子組換えの研究を見合わせるとともに、「食」に関する条例（仮称）案の中で遺伝子組換え作物の栽培を規制する方向で検討を進めている。

2 ガイドラインの策定に当たっての基本認識

- (1) 遺伝子組換えなどバイオテクノロジーの研究開発は、将来的な本道の産業振興に有用であり、積極的な取組を進めることが必要と考えている。
- (2) しかし、道民はもとより全国の消費者が、遺伝子組換え食品に強い不安感を抱いており、また、遺伝子組換え作物の花粉の飛散による一般作物との交雑などが懸念される。
- (3) こうした状況の中で、道内において、開放系で遺伝子組換え作物の栽培が行われることは、道産食品に対する風評被害や本道農業の著しいイメージダウンにつながる恐れがある。
- (4) このため、道としては、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培について、消費者や生産者などの理解を得ながら慎重に対応することが必要と考えている。

3 目 的

このガイドラインは、遺伝子組換え作物の花粉の飛散による一般作物との交雑などを防止するとともに、道産食品に対する消費者の安全・安心・信頼を確保し、北海道ブランドの一層の向上を図るため、道内における遺伝子組換え作物の開放系での栽培に関する道としての対応方針などを示すものである。

4 ガイドラインの位置付け

- (1) 遺伝子組換え作物の栽培の規制については、平成 16 年度中の提案を予定している「食」に関する条例（仮称）案の立案の中で別途検討を進めているが、このガイドラインは、2 に掲げる基本認識を踏まえ、早急に対応することが必要であることから、当面の間の対応方針として示すものである。

- (2) ガイドラインの目的を達成するためには、生産者や試験研究機関をはじめ、市町村や農業団体などの理解と協力が必要であり、それぞれの立場で、このガイドラインに沿った積極的な取組を期待するものである。

5 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインの適用範囲は、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培とする。

※ 「開放系での遺伝子組換え作物の栽培」とは、施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壤中に遺伝子組換え作物が拡散することを防止するために執る措置（カルタヘナ法第2条第6項に規定する措置をいう。）を執らないで行う遺伝子組換え作物の栽培をいう。

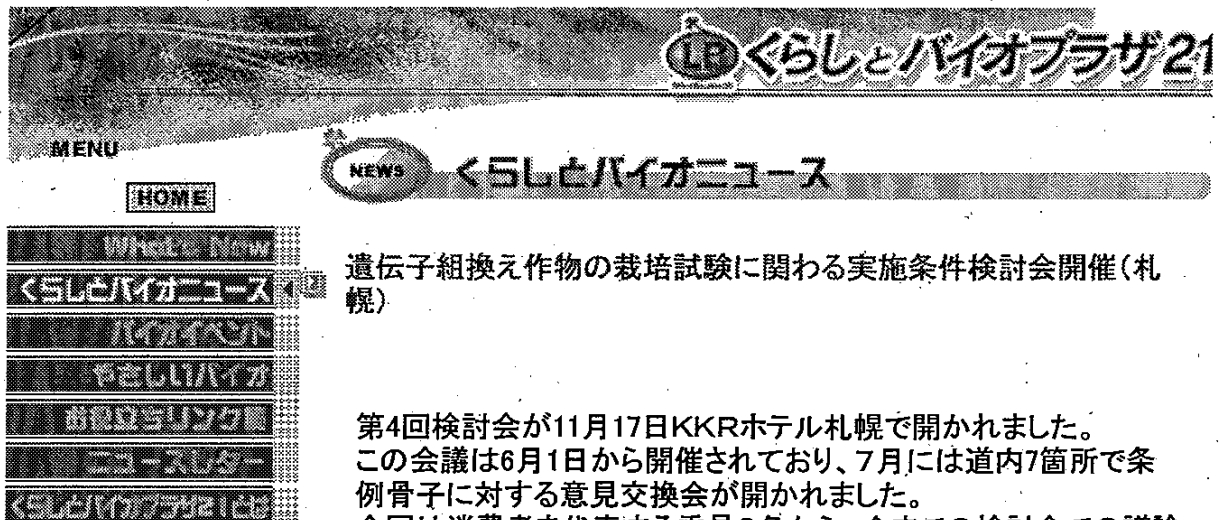
6 道としての対応方針

道は、道内における開放系での遺伝子組換え作物の栽培について、市町村や消費者団体、農業団体などの関係機関及び関係団体などと連携及び協力しながら、次に掲げる対応方針に基づき対処する。

- (1) 道は、開放系での遺伝子組換え作物の栽培について、2に掲げる基本認識を道内における生産者や試験研究機関等に対して周知する。
- (2) 道は、毎年度、市町村や農業団体などの協力を得て、生産者や試験研究機関等を対象に翌年度における開放系での遺伝子組換え作物の栽培に係る計画を調査するとともに、その調査の結果の概要について道民に情報提供を行うものとする。
- (3) 道は、(2)の調査により、開放系での遺伝子組換え作物の栽培に係る計画を把握した場合には、当該作物の栽培を行おうとする者に対して、2に掲げる基本認識を説明した上で、その栽培を中止するよう要請を行うものとする。
- (4) (3)の中止の要請にもかかわらず、開放系での遺伝子組換え作物の栽培を行おうとする者に対して、道は、周辺農家の一般作物との交雑などを防止するための万全な措置を講じるよう、要請を行うものとする。
- (5) 道は、現に把握していない開放系での遺伝子組換え作物の栽培が行われていることが判明した場合は、市町村や農業団体などの協力を得て、速やかに栽培の実態に関する調査を実施し、栽培者に対して、当該作物の栽培の中止及び処分の要請を行うものとする。
- (6) 道は、開放系での遺伝子組換え作物の栽培が行われた場合は、必要に応じて周辺農家における花粉の飛散による一般作物との交雑などを確認するための調査及び分析を行うものとする。

7 今後の取組

- (1) 遺伝子組換え技術に関する情報を消費者をはじめ道民に積極的に提供し、正確な知識の普及及び啓発に努める。
- (2) 試験研究機関が研究ほ場で行う遺伝子組換え作物の栽培に係る試験については、その実施条件を別途検討する。
- (3) (2)の検討は、「食」に関する条例（仮称）案の検討の中で行うこととし、同条例案の提案を予定している来年2月までに結論を得る。



遺伝子組換え作物の栽培試験に関わる実施条件検討会開催(札幌)

第4回検討会が11月17日KKRホテル札幌で開かれました。この会議は6月1日から開催されており、7月には道内7箇所で開催された意見交換会が開かれました。今回は消費者を代表する委員3名から、今までの検討会での議論の内容が、今回、提示された実施条件案に反映されていないとする発言が何度もあり、本検討会に対する不信が述べられました。厳しいスケジュールであったため、最終的には条例案の全項目が具体的に検討されないまま、「食の安全安心条例(仮称)」と「遺伝子組換え作物の栽培などに関する条例(仮称)」という条例ができること、慎重・推進両派の意見を沿えて道議会にあげることが決まりました。現在、全国の自治体で遺伝子組換え農作物を規制する動きがありますが、大体がガイドラインで、条例ができるのは初めてということで、この検討会は注目度の高い会議でした。北海道は日本では貴重な生産の地です。私たちの食や自給率について、この意見募集を通じてよく考えなくてはならないと思います。「遺伝子組換え作物の栽培などに関する条例(仮称)」への意見募集は、12月25日まで行われています(北海道外からの意見も受け付けるそうです)。

<http://www.pref.hokkaido.jp/nousei/ns-rtsak/shokuan/gm-douminiken.htm>

第1回から第4回検討会の概要

<http://www.pref.hokkaido.jp/nousei/ns-rtsak/shokuan/gm-jissijouken.htm>

会議の概要は次のとおりです。

■事務局より実施条件案についての説明

対象となる試験研究機関は、国公立、道内の大学と高専、民間の生産者(試験研究を業務として実施する事業者)で、試験研究施設の条件は、大卒や高専卒以上で、組換え試験研究の実務経験を有する専門研究従事者が2名以上いる。種子や収穫物の管理・保管ができる施設とする。試験栽培計画を作成後、周辺地域への説明会を経て、知事に届出る。知事は交雑・混入防止措置について食の安全・安心委員会(専門委員会の報告を受けて)の意見を聞き調査・審議をし、事業者に対して指示を与えることができる。一般商業栽培は許可制。開放系栽培試験を実施する際は、農林水産省の栽培実験指針に従い、知事への報告義務や事業者は知事の指示に従うことを加え

た形になっている。)

組換えについて記述するボリュームが大きくなるので、食の安全・安心から基本的部分のみを残し、実施条件については単独の条例として整理してはどうか。

無届出などに対しては実効性のある担保措置を検討する。

● 委員による討論

(○は委員の発言、→は事務局、専門家委員からの発言)

趣旨について

○実施条件は規制をしていく方向で定めるべき。試験研究を「促進」というのはそぐわない。

→農政部としてだけでなく、道庁としての態度は研究の積極促進。市民の不安があるので、促進を前提として、一定の規制を行うという姿勢は前から変わっていない。(道庁)

○バイオ技術のひとつが遺伝子組換え技術。北海道でこの研究をすることは道民の望みであるはず。遺伝子組換え技術の促進は世界、国の流れで産業活性化として大事であることを理解してもらいたい。

○試験栽培では、食品の安全性審査が済んでいないものも含まれるから検討するという考え方があったはず。実際に、交雑や混入に被害がアメリカやカナダで起こっているの、道民は不安を感じている。

○遺伝子組換え技術が大事であることは3月に決まったガイドラインでも定めてある。

○市民の安全・安心に配慮した上でバイオ技術を確立していくべき。実施条件で交雑や混入が防止できればいい。

実施条件について

○ガラス温室は必要措置(花粉や水の管理)をすれば、第2種扱いとなり、この条例の対象にならないので、そういう内容を含んでほしい。

○交雑・混入の可能性は、この実施条件で、防止できるのか

→適用範囲に実施条件で農水省のガイドラインを遵守すれば、十分であると思う

→混入防止の方が重要。実務経験がある研究員2名以上ならば、管理は可能。届出制、説明会によって規制が働くと考える。

○実施条件3(開放系栽培試験に関わる実施条件:栽培試験の届け、食の安全・安心委員会や専門委員会の設置など関すること)の決め方に問題があると思っている。実施条件3を受けての実施条件2(実施条件の適用範囲:試験研究機関、事業者、研究員の資格などに関すること)であるので、必要な履修課程、2年以上の実務経験とはどんなものか。

→必要な課程は卒業に必要という意味。2年間という期間を想定。

○農家が研究者を雇って手を挙げれば、周りに普通の農家がある中で、非常に危険なナタネ、コーンを栽培できることになる。モニタリング内容にも疑問。交雑の危険を防げられるのか、不安に思っている。

審査の期間、説明会開催、知事の指示について

○届出は開始何ヶ月前までに行うのか。委員会の審査結果は何

ヶ月後に伝えられるのか

→60日前までに届けることを想定している。そして、60日以内に回答する。

○周知のための説明会は説明するだけで、同意を得る必要はなくなり、これでは住民の意見反映の仕組みがない。住民意見を聞かないならば、説明会開催の意味がない。

→住民同意は考えていない。届出には説明会の概要を添付することになっている。道民の同意で決まるならば、食の安心・安全委員会が機能しないことになる。

○知事の指示とはどんなものか。

→知事の指示の内容、改善、指導、中止など

専門委員会について

○交雑・混入について専門委員会に問うのではなく、消費者、環境関係専門家、生産者を入れたメンバーで検討はしないのか。

→専門委員会には遺伝子組換え関係ばかりでなく、植物生態学、育種学などの先生も入るはず。

○安全・安心委員会を組換えに関する専門委員会と位置づけてほしい、研究者は研究の中で判断してしまう。道民の同意はこの専門委員会と安全・安心委員会のしくみからは得られない。

○食の安全・安心委員会は専門家の意見を科学的見地から聞く。専門家委員会の意見は食の安全・安心委員会で尊重すると考えてよいのか。

○専門委員会も安全・安心委員会も交雑・混入防止について答申するのは同じ内容になってしまうので、後者は安全・安心委員会オリジナルの意見をつけて答申するのではないと親委員会の役割が十分に果たせないと思う。

○安全・安心委員会は第3回検討会までは研究者、生産者、消費者が入っていたはず。この委員会では、組換えについてどこまで深い検討ができるのか疑問。

○利害関係のない立場の人が委員になるようにしてもらいたい。

○幅広い対話は安全・安心委員会の役割であると理解している。

○専門委員会が交雑・混入の心配なしと判断したときに誰が科学的に反論できるのか。

○対話の必要性がある。専門委員会は安全・安心委員会に文書のみで答えるのか、出向いて、説明、質疑応答という対話はあるのか

→専門委員会から委員が安全・安心委員会に赴き、説明し、対話しつつ運営する予定。

届出制について

○「無届など」への担保措置とあるが、「など」は何を示すのか。今回は届出制といいつつ中止まであるのだから、実質的には許可制と同じだと捉えている。

→「など」は知事の指示に従わない場合を意味しており、改善命令、中止命令などの措置を行う。

条例が二本立てになったことについて

○食の安全・安心条例の中に組換えの試験栽培、一般栽培を入れてほしい。いつから栽培条例が別立てになったのか。

→安全・安心条例は基本条例なので、その中には組換えの野外栽培は別条例に述べるという形で入れるように考えている。

そのほか

○この議論で終わりではなく、この先は道議会に任せる。道は組換えについての情報提供や啓蒙をやってほしい。

○条例の見直し期限は3年にしてほしい。

※ ニュース一覧 ※

ご意見・お問合せ  bio@life-bio.or.jp

Copyright (c) 2002 Life & Bio plaza 21 All rights reserved.

遺伝子組換え作物の栽培等に関する条例（仮称）素案について

I 目的

遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入及び生産・流通上の混乱を防止すること。

II 定義

（１）遺伝子組換え作物

カルタヘナ法第２条第２項に規定する遺伝子組換え生物等のうち作物に該当するもの

（２）一般作物

遺伝子組換え作物以外の作物

（３）遺伝子組換え作物の開放系での栽培

施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壌中に遺伝子組換え作物が拡散することを防止するために執る措置（カルタヘナ法第２条第６項に規定する措置をいう。）を執らないで行う遺伝子組換え作物の栽培

（４）試験研究機関

次のアからウのいずれかに該当する者（支部、支所などの出先機関を含む。）

ア 国、独立行政法人及び地方公共団体の試験研究機関

イ 大学及び高等専門学校

ウ 試験研究を業務として実施する事業者であつて、知事が定める要件を満たすもの

（５）研究ほ場

試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場（ビニールハウス、ガラス温室を含む。）

III 適用対象

遺伝子組換え作物の開放系での栽培及びこれに付随する行為をこの条例の規制の適用対象とし、道内に所在する試験研究機関が研究ほ場で実施する遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験及びこれに付随する行為（以下「開放系試験栽培」という。）と、それ以外の遺伝子組換え作物の開放系での栽培及びこれに付随する行為（以下「開放系一般栽培」という。）に区分して、それぞれの手続を適用すること。

IV 開放系試験栽培の届出

- 1 開放系試験栽培を行おうとする試験研究機関は、あらかじめ、開放系試験栽培ごとに、必要な事項を知事に届け出ること。
- 2 開放系試験栽培の届出をしようとする試験研究機関は、知事が定める事項を記載した開放系試験栽培計画を策定し、周辺地域、周辺住民等を対象とした開放系試験栽培に係る説明会を開催すること。
- 3 知事は、開放系試験栽培の届出があった場合、一般作物との交雑・混入防止措置について、食の安全・安心委員会（仮称）の意見を聴取し、必要に応じて開放系試験栽培の変更などを指示、命令できること。
- 4 開放系試験栽培の届出をした試験研究機関が、届出をした内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、必要な事項を知事に届け出ること。

V 開放系試験栽培を実施する者の義務

- 1 開放系試験栽培を総括する管理責任者を設置すること。
- 2 一般作物との交雑及び一般作物の種子や収穫物への混入を防止すること。
- 3 開放系試験栽培の終了後、開放系試験栽培に用いた遺伝子組換え作物の処理や収穫物の使用、搬出等に関する状況を記録、保管すること。
- 4 一般作物への交雑の有無を確認するため、指標作物の栽培など必要なモニタリング措置を実施するとともに、モニタリング措置の結果を速やかに知事に報告すること。
- 5 一般作物との交雑や混入などが生じ、または生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を知事に報告し、その指示に従うこと。

VI 開放系一般栽培の許可

- 1 開放系一般栽培を行おうとする者は、開放系一般栽培ごとに、知事に許可を申請すること。
- 2 開放系一般栽培の許可を受けようとする者は、知事が定める事項を記載した開放系一般栽培計画を策定し、周辺地域、周辺住民等を対象とした開放系一般栽培に係る説明会を開催すること。
- 3 知事は、開放系一般栽培の許可の申請があった場合、一般作物との交雑・混入防止措置について、食の安全・安心委員会（仮称）の意見を聴取し、一般作物との交雑や混入の防止を適切に確保できるものと認めるときは、開放系一般栽培を許可すること。

- 4 知事は、開放系一般栽培の許可に際して、一般作物との交雑や混入を防止するために必要な条件を付与できること。
- 5 知事は、一般作物との交雑や混入を防止する観点から、必要に応じて開放系一般栽培の変更などを指示、命令できること。
- 6 知事は、開放系一般栽培の許可を受けた者が、この条例の規定に違反した場合等は、許可を取り消すことができること。
- 7 開放系一般栽培の許可を受けた者が、許可を受けた内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事に許可を申請すること。

VII 開放系一般栽培を実施する者の義務

- 1 開放系一般栽培を総括する管理責任者を設置すること。
- 2 一般作物との交雑及び一般作物の種子や収穫物への混入を防止すること。
- 3 栽培した遺伝子組換え作物の処理や収穫物の出荷等に関する状況を記録、保管すること。
- 4 一般作物への交雑の有無を確認するため、指標作物の栽培など必要なモニタリング措置を実施するとともに、モニタリング措置の結果を速やかに知事に報告すること。
- 5 一般作物との交雑や混入などが生じ、または生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を知事に報告し、その指示に従うこと。

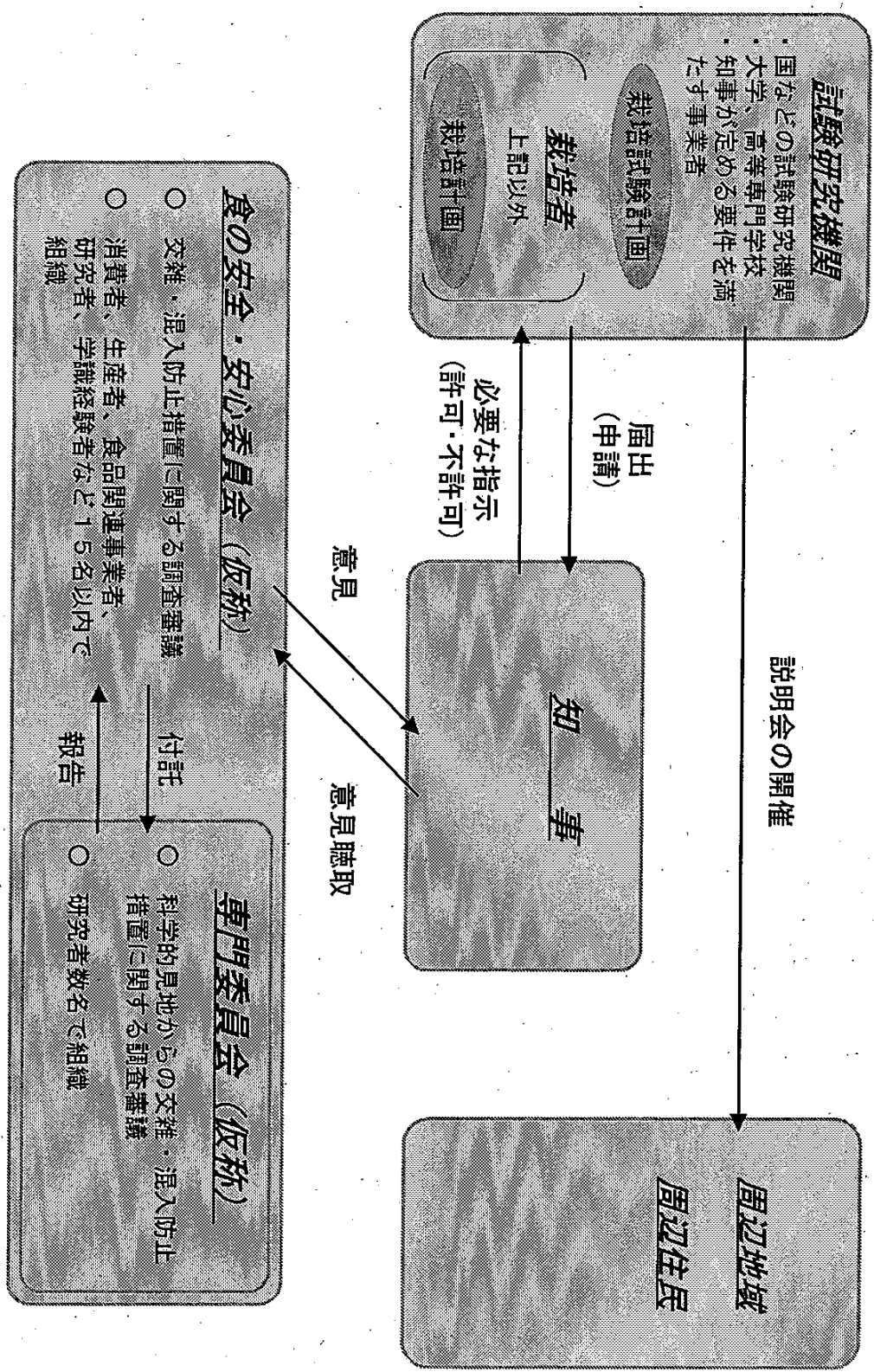
VIII 雑則

道民は、遺伝子組換え作物の一般作物との交雑や混入が生じ、または生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、知事に適切な対応をするよう申し出ることができること。

IX その他

- 1 条例の実効性を確保するための必要な担保措置を講じること。
- 2 この条例の施行に当たっては、一定の周知期間を設けること。

遺伝子組換え作物の栽培に係る仕組み(案)



※()は、開放系一般栽培の場合

遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン

平成16年9月14日

岩 手 県

I 策定の趣旨

遺伝子組換え技術などのバイオテクノロジーは、農林水産業、食品工業等の産業振興を図る上で極めて有用であり、安定した食料生産、環境調和型産業の創出などにつながる重要な技術として研究開発が進められてきているが、遺伝子組換え食品に対しては、全国の消費者を対象とした意識調査において、食品として不安との回答割合が高いなど、多くの消費者が不安を感じている状況にある。

遺伝子組換え作物の栽培等については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下、「カルタヘナ法」という。)により取扱いが規制されているが、その対象は野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼす影響等であり、花粉飛散による周辺栽培作物への交雑等の影響については考慮されていない。

一方、農林水産省では、自らが所管する試験研究機関が実施する栽培実験を対象に、「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」(以下、「実験指針」という。)を定め、周辺栽培作物との交雑等を防止する措置を講じている。

こうしたことを踏まえ、県としては、遺伝子組換え食用作物の栽培による一般の食用作物との交雑等を防止するため、「遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン」を策定し、もって、本県産食品に対する消費者の安心の確保等に資するものとする。

II ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、カルタヘナ法により第1種使用規程(開放系使用)の承認を受けた遺伝子組換え食用作物(食用作物以外の遺伝子組換え作物であって、一般の食用作物と交雑する可能性のあるものを含む。以下、同じ。)の県内における次の栽培に適用する。

- (1) 一般ほ場における栽培
- (2) 試験研究機関の実験ほ場における栽培(実験指針に基づいて厳格にリスク管理される栽培は除く。)

III 県の方針

1 栽培動向調査及び情報提供

- (1) 県は、毎年度、市町村、農業団体等の協力を得て、遺伝子組換え食用作物の栽培計画や栽培状況を調査し、その結果について県民に情報提供する。
- (2) 県は、遺伝子組換え食用作物をほ場において栽培しようとする者がいる場合は、栽培に関する情報提供を行うよう求める。

2 一般ほ場における栽培の取扱い

- (1) 県は、遺伝子組換え食用作物の一般ほ場における栽培を行おうとする者に対して、関係市町村及び農業団体とともに、その栽培の中止を要請する。

(2) (1)の要請に応じない場合、県は、栽培を行おうとする者に対して、近隣にほ場を有する農家等に栽培計画を説明し理解を得ること及び実験指針に準じた隔離距離の確保など周辺栽培作物との交雑や収穫物の混入防止等の措置を徹底することを要請する。

(3) 県は、遺伝子組換え食用作物の一般ほ場における栽培が判明した場合は、関係市町村及び農業団体等の協力を得て、栽培の実態を調査するとともに、栽培者に対して上記(1)又は(2)に準じた対応を要請する。

(4) (2)又は(3)の県の要請に応じないで一般ほ場における栽培を開始又は継続した場合は、近隣にほ場を有する農家等に栽培の実態についての情報を公表する。

3 試験研究機関の実験ほ場における栽培の取扱い

県は、県内の試験研究機関が実験ほ場で遺伝子組換え食用作物を栽培する場合は、実験指針に基づいて行うよう要請する。

4 遺伝子組換え技術等に関する情報提供

県は、遺伝子組換え技術等について、消費者や生産者、行政機関等に対して積極的な情報提供に努める。

5 ガイドラインの定期的検証

県は、社会情勢の変化や本ガイドラインの運用結果等を踏まえて、概ね3年毎にガイドラインの内容を検証し、必要に応じてその見直しを行う。

遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針

平成16年3月4日
茨城県農林水産部

遺伝子組換え農作物の栽培、加工、運搬等の使用等に当たっては、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号。以下「法」という。)に基づいて環境大臣及び農林水産大臣の承認が義務づけられており、国は、法により承認されたものについて、第一種使用等※を認めている。

※(大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止しないで行う使用等。以下同じ。)

また、食品としての安全性は、「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)に基づいて厚生労働大臣の審査が義務づけられており、国は、この法律による確認が行われたものについて、食品としての利用を認めている。

しかしながら、遺伝子組換え農作物については、現在のところ、多くの国民が食品として食べることに不安があることや、花粉が飛んで一般農作物との交雑・混入が起これば、その農作物の生産・販売に混乱が生じる恐れがあることなどの状況にある。

これらの不安や混乱を未然に防いでいくため、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物であっても、県内の開放系のほ場における栽培については、下記のとおりとする。

記

1 開放系のほ場で、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物を栽培しようとする者は、事前に、県に対して栽培に関する情報提供を行うこととする。

2 開放系のほ場のうちの一般ほ場で、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物を栽培しようとする者は、以下のことに十分留意することとする。

(1) あらかじめ、関係する市町村、近隣耕作者、農業団体等の理解を得ること

(2) 一般農作物との交雑・混入防止の措置を徹底すること

もどる

滋賀県

滋賀県トップページ 総合インフォメーション 県庁各課・機関のページ サイトマップ

トップ > 農政課 >

>> 文字が小さくて読みづらい方へ

遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針

掲載日: 2004.8.24

農政課 企画調整担当

平成16年(2004年)8月20日
滋賀県**1 遺伝子組換え作物に対する現状認識**

- (1) 遺伝子組換え技術は、バイオテクノロジーの中核的技術として大きな可能性を持ち、食料問題や環境問題を解決する上でのキーテクノロジーとして位置づけられる。
- (2) 遺伝子組換え作物の栽培面積は、世界で6,770万ヘクタール(2003年)に拡大しており、大豆の95%を輸入に依存しているわが国では、国内消費の約6割が組換え大豆といわれているが、現時点では国内における商業的な栽培は行われていない。
- (3) 遺伝子組換え作物の使用等による生物多様性影響の防止については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)(平成15年法律第97号)による第1種使用規程(開放系での使用)の承認を通じて確保される仕組みが構築されている。
- (4) 遺伝子組換え作物の食品としての安全性審査については、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果をもとに、食品衛生法に基づき、厚生労働省によって安全性の確認が行われている。
- (5) 一方、遺伝子組換え作物については、依然として消費者の不安が払拭され、安心して受け入れられる状況に至っておらず、生産者にとっても、遺伝子組換え作物と一般農作物との交雑や混入の懸念などの不安を抱えている状況にある。

2 指針策定のねらい

- (1) 最新の科学的知見のもとで、国による遺伝子組換え作物に関する安全性の確保が図られているものの、消費者や生産者の不安から発生が懸念される本県農産物に対する風評被害や生産・流通面における混乱の防止を図る。
- (2) とりわけ、本県では環境こだわり農産物の認証制度を創設し、そのブランド化を推進していることから、遺伝子組換え作物の栽培については、本指針に基づき慎重な対応を求める。
- (3) 消費者や生産者、研究機関、さらには行政機関等相互のコミュニケーションを充実することにより、遺伝子組換え作物等に関する理解の促進を図る。

3 指針の位置づけと適用範囲

- (1) 本指針は、県内における当面の遺伝子組換え作物の栽培に関する取扱いを定めた生産者向けの指針とし、今後の技術革新や県民の理解の状況等を踏まえて、指針の内容を検証し、見直しを行う。
- (2) 本指針は、カルタヘナ法による第1種使用規程の承認を受け(カルタヘナ法附則第2条第3項の経過措置が適用されるものを含む)、かつ食品衛生法に基づき食品としての安全性が確認された遺伝子組換え作物の県内一般ほ場における栽培に適用する。

4 県の方針

(1) 一般ほ場における栽培の取扱い

- ＜1＞県は、遺伝子組換え作物の栽培計画を事前に把握するため、市町村や農業団体等の協力を得ながら、生産者および生産者に委託して栽培を行う者(以下「生産者等」という。)に対して情報の提供を求める。
- ＜2＞上記＜1＞により栽培計画を把握した場合、当該作物の実用(商業用)栽培を行おうとする生産者等に対しては、関係市町村および農業団体の協力を得て、その栽培の自粛を要請する。
- ＜3＞上記＜1＞により栽培計画を把握した場合、当該作物の試作(試験栽培)を行おうとする生産者等に対しては、ほ場周辺の地域住民への情報の提供を行うとともに、生産・流通上の混乱を招かないよう、農林水産省が定めた「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に準じて隔離距離をとるなど、周辺農作物との交雑や収穫物の混入防止等の措置を講じることがを要請する。
- ＜4＞県は、遺伝子組換え作物の栽培が行われていることが判明した場合には、関係市町村および農業団体の協力を得て、速やかに実態を調査するとともに、当該生産者等に対し、その栽培について上記＜2＞または＜3＞に準じた対応を要請する。
- ＜5＞実際に、一般ほ場において栽培が行われた場合には、県は関係者の協力を得て、栽培状況等の調査を行うとともに、栽培終了後に、生産者等に対して栽培状況ならびに交雑・混入防止に関して講じた措置等について報告を求める。

(2) 遺伝子組換え作物等に対する県民の理解の促進

- ＜1＞県は、遺伝子組換え技術をはじめとするバイオテクノロジーについて、消費者や生産者等の関心に的確に対応した、正確できめ細かな情報提供を行い、遺伝子組換え作物等に対する理解の促進に努める。
- ＜2＞県は、遺伝子組換え作物の栽培等に関する情報交換等を行うため、必要に応じて市町村や農業団体等との連絡会議を開催する。

5 検討委員会の設置

県は、本指針の検証および見直し等について意見を聴くため、学識経験者、消費者および生産者等で構成する検討委員会を設置する。

▲ ページのトップへ

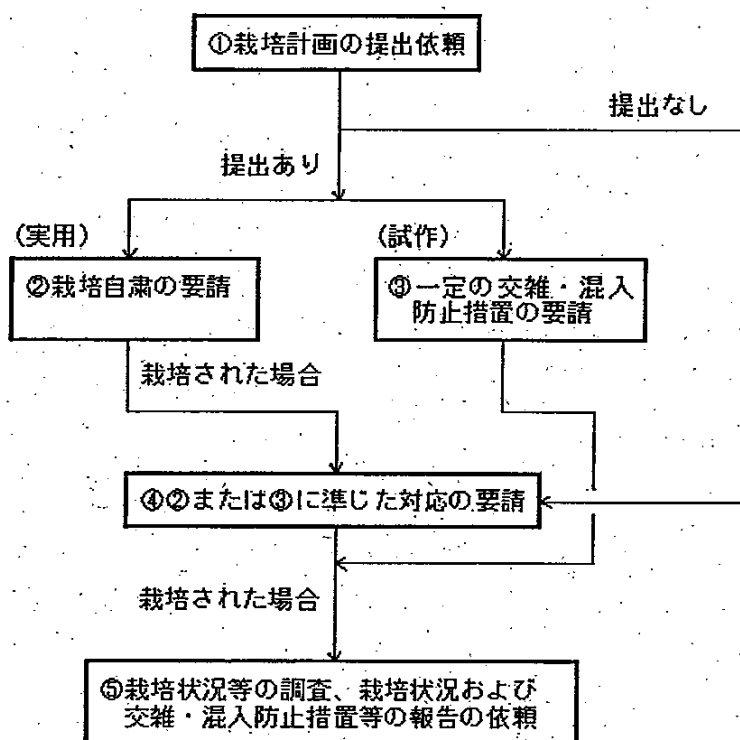
添付資料1

■遺伝子組換え作物栽培指針の適用(イメージ)

栽培目的	栽培主体	作付場所	県の方針
実用(商業用)	生産者	一般ほ場	栽培の自粛要請
	生産者に委託して栽培を行う者	一般ほ場	
試作(試験栽培)	生産者	一般ほ場	一定の交雑・混入防止措置を要請
	生産者に委託して栽培を行う者	一般ほ場	
研究用	試験研究機関、大学、民間企業	研究ほ場	(対象外)

注: が指針の適用範囲

■一般ほ場における栽培の取扱い(手続きフロー)



▲ ページのトップへ

お問い合わせ先

各県のガイドラインの比較

法 律

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第1種使用規程の承認

ガイドライン

道庁	承認された規程	承認された日	ガイドライン	承認された日	ガイドライン
北海道	第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針	平成 16 年 2 月 24 日	遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針	平成 16 年 3 月 4 日	遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン
青森県	実験の推進	平成 16 年 3 月 20 日	遺伝子組換え作物との交雑・混入の防止	平成 16 年 8 月 20 日	遺伝子組換え食用作物の栽培規制に関するガイドライン
岩手県	栽培実験の国民の理解の下で円滑に行えること	一般農作物との交雑・混入による生産・販売の混乱防止	一般農場での食用作物の栽培	一般農場での食用作物の栽培	北海道における遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン
宮城県	所産の形跡防止での栽培	一般農場での栽培	一般農場での食用作物の栽培	一般農場での食用作物の栽培	開放系ほ場での栽培
山形県	○	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○
埼玉県	計画書の策定 計画書公表・説明会開催 同種作物との交雑防止措置 管理体制の整備	事前の情報提供を求める 近隣の理解を得ること 交雑防止措置徹底	情報提供を求める 商用栽培は自費要請 試作栽培は交雑防止措置要請 栽培後の調査・報告求める	栽培中止要請 (不可の場合、交雑防止措置徹底、近隣への説明と理解を得ること、県民へ情報提供)	計画の調査と道民へ情報提供 栽培中止要請 (不可の場合、交雑防止措置要請や交雑信頼制徹底)
千葉県	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○
高松市	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○	○
備考	他の試験研究機関でも本指針を参考にしてほしい旨通知	研究ほ場は対象外	研究ほ場は対象外	研究ほ場は「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」適用	研究ほ場での栽培は別途検討「食」に関する条例(仮称)に盛り込む予定(平成 17 年 2 月)

都道府県における遺伝子組換え作物の試験研究の動向

(全国農業試験場長会資料より 2004.10.12)

北海道

遺伝子組換えに係る試験研究については、基礎的分野の研究に取り組むこととし、当面、実用品種の育成を目的とした研究は実施しない。

青森県

花きなどの品種育成に技術を利用していく。

岩手県

食用作物については、有用遺伝子の探索、機能解明等の基礎的研究の範囲内で実施。花き等非食用作物については、実用化も視野に入れて実施。

宮城県

新品種の開発にあたり、遺伝子組換えは、食品分野では行わない。

秋田県

平成 15 年 9 月の県議会一般質問において、「秋田米への信頼確保のため、遺伝子組み換えによる水稻育種はしない旨、宣言すべき」との内容で知事の考えを糾されている。これに対して、知事が「直接食する作目の研究は当面の間実施しないこととし、花きや果樹の台木などへの適用に限定して実施することが望ましい」との答弁をしていることから、「直接食する作目への研究は当面実施しない」ことが、再度確認された形となっている。

山形県

社会情勢を踏まえ、安全性に配慮しながら当面は主に非食用作物を対象に行っていく。食用作物の新品種開発については、DNA マーカー開発を重点化する。

福島県

遺伝子組換え研究は当面実施しないが、農業関係の試験研究分野においても遺伝子レベルまで踏み込んだ研究のアプローチは不可欠であることから、DNA マーカー、遺伝子診断や解析を積極的に活用した試験研究に取り組むこととし、育種や病害診断等の効率化、高度化を図っていく予定である。

新潟県

研究開発は、当面非食用作物に限定して行い、技術習得、研究知見の蓄積に努める。
(具体的には、組み換え技術を用いた花きの品種開発を実施中)

富山県

当面、食用作物以外（花き球根など）を対象に推進する。

福井県

生物工学等、先端技術による遺伝子組み換え作物の研究開発に当たっては県民の理解が得られるよう十分な説明と環境への安全性を確保する。

茨城県

「遺伝子組換えでなければ特性付与ができなく、かつ価値の高い形質」の開発に絞り、当面は「花き」のみで組んでいく。

栃木県

現時点で、研究開発に取り組む予定はありません。

群馬県

直接、食品生産に関わらない花き及び蚕等の研究については継続し実施していく方向である。

千葉県

現在、第二種使用において、稲、芝生、トマトの組換え実験を行っている。第一種使用に展開する予定は、現在のところはない。今後、遺伝子組換えの実験については、非食用の植物を中心に行う予定である。

東京都

食用作物への影響（交雑）が起こらないようにすすめる。

長野県

当面、研究開発はしない方向で検討中。

静岡県

遺伝子診断等への利用を中心に推進する。

愛知県

花き類の病害虫抵抗性、花色、蛍光、ストレス耐性の各遺伝子の導入による育種素材を作出する研究を実施している。遺伝子組み換え技術の研究では、食用とする農産物は対象としない。

三重県

研究開発自体を規制する動きはないが、遺伝子組換え研究の実用化がかなり先にな

ることが予測され、また消費者に受け入れられる状況にないことから、食品にかかる農作物に関する研究を県独自で行い難い。

滋賀県

当面、実用育種には利用しにくいだが、遺伝子の機能解析等のツールとして利用していく。

京都府

平成 12 年以降、食用作物については基礎研究のみ行い、応用研究については花き関係のみ行う。

大阪府

遺伝子組換え研究については当面着手する予定はない。その他、バイオテク研究については、府費、競争的資金、国プロ、企業受託研究等の予算を活用して継続していく。

兵庫県

フィールド研究を行える施設がないので、単独県のみで研究を進める予定はない。

奈良県

農業技術発展のためには必要な技術と位置づけている。技術普及に至らずとも、研究の質の向上や技術力の蓄積のため今後とも取り組む。

島根県

平成 16 年度の一年間に生産者、消費者及び有識者等から幅広く意見を聴く機会を設け、その意見を活用しつつ、県議会（農水商工委員会）の意見を伺うとともに県としての判断を行う。

愛媛県

本技術に対する行政や県民からの期待や要求が低下してきており、現在継続している研究課題が終了すれば、新たな研究は行う計画は無い。

高知県

遺伝子組換え体に対する国民のコンセンサスが得られない状況から、作物育種への取り組みは当面実施しない。但し、選抜手法となるマーカーを開発する過程での組み替え体利用は行う。

福岡県

キクなどの非食用作物に病虫害抵抗性や雄性不稔性を付与する。

佐賀県

世界的食糧不足の回避や近年注目されている機能性食品(農作物)の開発利用には、遺伝子組換え技術は極めて有効な手法であり、国民的コンセンサスを得ながら、研究開発を進めるべきである。ただし、国民のコンセンサスを得るのは国レベルの課題であり、国によるPA活動を積極的に行って欲しい。

長崎県

遺伝子組み換え農作物については、現段階では、栽培及び研究・開発には取り組む予定はない。現在 DNA マーカー利用による有用作物の育成・選定のみを実施している。将来的に、遺伝子組み換え技術が画期的な新品種の作出による生産性の飛躍的向上や、病虫害抵抗性を付与することによる環境に優しい農業の実現などに寄与でき、さらに遺伝子組み換え農作物が食料として安心・安全の確立が可能な状況が創出された場合は、取り組む可能性がある。

熊本県

熊本県農業研究センターに整備するバイオテクノロジー研究施設における遺伝子組み換え研究の研究方針に基づき行うこととしている。研究対象：臭化メチル全廃対策として緊急に行う必要のあるスイカ・メロンの接木台木及び需要の増大が期待される花き類について行う。

大分県

現在は食物以外の花き類に限定して、基礎的育種法の開発を行っている。次年度以降は境村中。

鹿児島県

遺伝子組換え技術は品種の特性を損ねることなく、新しい特性を付加できる点で画期的な育種技術であり、実用化に向けた研究開発は必要である。しかし、組換え作物に対する消費者の受入拒否、安全性の評価に係る経費・労力・技術、導入する遺伝子や手法に関わる特許など実用化に向けては多くのハードルをクリアすることが必要である。また、ゲノム解析等により遺伝子の機能解析も進展し改変可能な形質が増えてきたものの、現時点では消費者や生産者のニーズにあった改変ではなく、技術シーズに合わせた改変に留まっており、遺伝子の発現制御についても研究段階と考えている。さらに、組換え作物は基本的に「従属品種」扱いとなるため、元品種は県育成品種(又は非登録品種)である必要がある。しかし、県育成品種はマイナークロップの場合が多く、実用化までの費用対効果を考慮すると、現実的には困難な場合が多い。このようなことから、本県としては遺伝子組換えに関する技術水準については堅持しながら、突然変異等も含めた従来育種法による品種開発を行い、必要に応じて実用化に向けた組み換え作物の研究開発に取り組むべきと考えている。

沖縄県

状況を見ながら対応したい。